

野木町封筒広告掲載取扱要領

平成23年2月2日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、野木町広告掲載要綱（平成23年野木町告示第9号。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、町で制作する封筒（以下「封筒」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告封筒の種類)

第2条 広告を掲載する封筒（以下「広告封筒」という。）の種類は長形3号の封筒とする。

(広告掲載の規格)

第3条 広告掲載の規格は、縦30ミリメートル、横100ミリメートルとする。

2 広告掲載の印刷は、1色刷りとし、町が指定する色とする。

(広告掲載の位置及び枠数)

第4条 広告掲載の位置は、広告封筒の裏面とする。

2 広告を掲載する枠数は、4枠以内とする。

(広告封筒の作成枚数)

第5条 広告封筒の作成枚数は、封筒を作成する主管課が定める。

(広告掲載の申込手続)

第6条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、要綱第7条第2項に規定する野木町広告掲載申込書に必要な事項を記入の上、掲載しようとする広告原稿を添えて町長に提出しなければならない。

2 掲載する広告の版下は、申込者が作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 町長は、前条第1項の規定による申込みを受けたときは、広告原稿の内容を審査し、その掲載の可否を決定した上、要綱第9条に規定する野木町広告掲載・不掲載決定 通知書により申込者に通知しなければならない。

2 町長は、掲載の可否の決定に際し必要があると認めるときは、要綱第14条に規定する野木町広告審査委員会の意見を聴くものとする。

3 町長は、広告案を審査した場合において、必要があると認めるときは、申込者に修正を求めることができる。

(広告掲載者及び広告掲載枠の決定)

第8条 町長は、広告掲載の申込みが第4条に規定する枠数を超えたときは、抽選により掲載者を決定する。

2 町長は、広告掲載の枠の位置を抽選により決定する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、封筒1枚につき、1枠当たり3円とする。

(広告掲載料の納入)

第10条 申込者は、第7条第1項の規定による広告掲載の決定を受けたときは、町が定める期限までに町の発行する納付書により広告掲載料金を納入するものとする。

(業務委託)

第11条 町長は、広告の募集、作成等の業務を委託することができる。

(寄附採納封筒掲載広告の規格)

第12条 寄附採納封筒への掲載広告の規格は、第3条に定める広告掲載の規格に準ずる。

(広告を掲載した封筒の寄附採納申込)

第13条 広告を掲載した封筒の寄附を申し込もうとする者(以下「寄附申込者」という。)は野木町広告掲載物寄附採納申込書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

(広告を掲載した封筒の寄附採納の決定)

第14条 町長は、前条の規定による申込みがあったときは、野木町広告審査委員会の審査を経て、採納の可否を決定するものとする。

2 町長は、採納の可否を決定したときは、野木町広告掲載物寄附採納・不採納決定通知書(別記様式第2号)により寄附申込者に通知するものとする。

3 寄附採納を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

(1) 広告の内容に関する苦情等については、広告掲載者が速やかに解決に当たること。

(2) 広告掲載者に問題が生じた際は、当該広告掲載物を速やかに回収し代替物等を提供すること。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に定める。

別記様式第1号

野木町広告掲載物寄附採納申込書

年 月 日

野木町長 様

住所又は所在地
商号又は名称 印
代表者氏名
連絡先

野木町封筒広告掲載取扱要領第13条に基づき、必要な書類を添えて下記のとおり寄附を申し込みます。

記

- 1 広告媒体
- 2 作成枚数 枚
- 3 広告の内容

別記様式第2号

年 月 日

様

野木町長 印

野木町広告掲載物寄附採納・不採納決定通知書

平成 年 月 日付けで申込みをいただきました寄附については、下記のとおり決定しましたので、野木町封筒広告掲載取扱要領第14条第2項の規定により通知いたします。

記

- 1 決定区分 採納
 不採納
(理由)

- 2 作成枚数 枚

- 3 特記事項
 - (1) 広告の内容に関する苦情等については、広告掲載者が速やかに解決に当たること。
 - (2) 広告掲載者に問題が生じた際は、当該広告掲載物を速やかに回収し代替替物等を提供すること。